

別 添

事 務 連 絡  
令和 6 年 1 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医事課

令和 6 年能登半島地震における死体検案書の作成に関する留意事項について

今回の令和 6 年能登半島地震に係る死体検案に関し、死体検案書の作成に関する当課の考えは下記のとおりであるので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願いする。

#### 記

医師法上、死体検案書には、作成した医師の所属する病院等の名称及び所在地又は医師の住所等を所定の様式に記載すること（医師法施行規則第 20 条）とされているところであるが、今回の令和 6 年能登半島地震に係る死体検案書の作成に当たっては、遺体の検案の迅速化のため、医師が所属する病院等の所在地や医師の住所地の記載を省略するなど必要最小限の記載とすることは差し支えない。

ただし、医師が所属している病院や大学等の名称は記載するなど、自治体等が死体検案書に関して照会を行う際に、死体検案書を作成した医師の特定が可能な記載とするよう配慮すること。

なお、添付のとおり、本事務連絡の写しを別記関係団体宛て送付することを申し添える。